

三この場合「請願運動地方実行委員会」は、党支部又は支部聯合
会の一機関として、請願運動に關する一切の活動、実行の機関た
るべきものである。

以て党の組織を有せざる地方

ニ各地方の組合、会議又は無産団体協議会乃至單獨組合と討と
請願運動、実行の決議をなすに、これを機会に党支部組織準備会
を設置すること。

凡そ不可能の場合には各団体より若干名の委員を選出せしめて、「請
願運動地方実行委員会」と組織し、之に關する一切の活動と
掌操せしめること。

ニ活動の形式

一、党支部又は支部聯合会は、党の中央委員会に対し、請願運動が
党本部の政策として採用されるやう決議を以て要求し、極力其の貫
徹を期すること。

ニ各「請願運動地方実行委員会」はこの運動を即時に全国的に發
展せしむる爲めに、交互に各地方の党支部並に各無産団体の奮起
を促すこと。

三同時に出来る限り近接地方例は近畿中部、四国、九州、中国、東
東北等の如くの「請願運動地方実行委員会」以て請願運動
遂行に關する一つの協議委員会を開設せしめ、党本部の態度決
定に備へること。

四「請願運動地方実行委員会」は其の地方に於いて、労働者、農民の